議員提出議案第5号

葛飾区議会の震災対策に関する規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

平成26年3月27日

提出者

6番	米 川 大二郎	24番	平日] <i>7</i> ,	ょつよし	/
25番	筒井 たかひさ	29番	上	村	やす子	
30番	三小田 准 一	3 1 番	中	村	しんこ	
3 2 番	荒井彰一	3 3 番	上	原	ゆみえ	-
3 4 番	出口 よしゆき	35番	安	西	俊 -	-
39番	米 山 真 吾	40番	清	水	忠	1

葛飾区議会議長 秋家聡明 殿

(提案理由)

災害発生時における議会及び議員の対応について、所要の改正をする必要があるので、 本案を提出いたします。

葛飾区議会の震災対策に関する規程の一部を改正する規程

葛飾区議会の震災対策に関する規程(平成7年6月26日議決)の一部を次のように改正する。

題名中「震災対策」を「震災対策等」に改める。

第1条中「議員の震災対策」を「葛飾区議会議員(以下「議員」という。)の震災対策 等」に改める。

第2条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 議員は、速やかに自らの安否及び居所を議長に報告し、連絡態勢を確立するものとする。
- 3 議長及び副議長は、議事堂に参集するものとする。
- 4 議長は、必要に応じて、議会運営委員会理事を議事堂に招集するものとする。 第3条を次のように改める。

(所掌事項)

- 第3条 議員(次項に掲げる議員を除く。)は、必要に応じて、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 被災地、避難所等における調査
 - (2) 議長への情報提供及び要請事項についての連絡
 - (3) 被災者に対する相談及び助言
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 前条第3項及び第4項の規定により議事堂に参集した議員(以下「議長等」という。)は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 区災害対策活動状況等に関する情報の収集
 - (2) 前項の議員からの情報、要請事項等の把握
 - (3) 本部への情報提供及び要請
 - (4) その他必要と認める事項

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(体制の解除)

第6条 本部が廃止されたとき、又は議長が必要と認めるときは、体制を解除するものと する。

(他の災害)

第7条 震災以外の災害で本部が設置された場合において、議長が必要と認めるときは、 震災時に準じた体制を設けるものとする。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。